

令和7年7月30日

新潟県の渇水支援に伴う
渇水対策事業の拡充について（お知らせ）

十日町市 農林課

今夏の渇水対応については、令和7年7月18日付「十日町市水稻渇水被害応急対策事業について」で、対象となる経費等を皆様にお知らせしましたが、本日新たに県の支援内容が示されました。

これを受け、県の支援制度に合わせて本市の渇水対策事業を以下のとおり拡充しますのでお知らせします。

（修正・追加箇所は、____の形で表記しています。）

1. 補助対象となる経費及び補助率

下表に掲げる経費で用水確保に要したもの

補助対象経費	対象作物等	補助率
ポンプ車等借上げ	水稻 ^{※1} 、 <u>園芸作物、錦鯉</u>	<u>100/100以内</u>
ポンプ借上げ		
<u>ポンプ購入費</u> 及びポンプ付属部品購入費		
ホース、 <u>ポリタンク</u> 購入費		
水路の掘削に係る経費	水稻	50/100以内
ポンプ、ホース等の設置に係る経費		
電線の架設費		
発電機等のリース料		
ポンプ等の運転に係る燃料費及び電気料		
ミキサー車等で水を運搬した経費		

※1「3. 面積要件（面積の下限）」の水稻（100/100）の要件を満たさない場合は50/100の補助率となります。

2. 補助対象経費に関する注意事項

- ・ 税抜き3万円以上の経費が対象となります。また、面積に応じて補助限度額があります。（詳細は裏面をご覧ください。）
- ・ 人件費、消費税及び地方消費税を除きます。
- ・ ポンプ及びポリタンクの更新、及び令和5年度にこの事業の補助金（100%補助）を使ってポンプ及びポリタンクを購入したほ場、及び養鯉野池では、今回は補助対象外となります。
- ・ 発電機のための購入は対象外ですが、ポンプと発電機の一体型はポンプとみなして購入または借上げた場合、補助対象とします。

（裏面もあります）

3. 面積要件（面積の下限）

かん水実施必要面積が以下の面積に該当すること（水稻の括弧内は補助率を表す）

水稻（100/100）	令和7年度水稻作付面積の30%以上または30a以上
水稻（50/100）	面積の下限はありません
園芸作物	令和7年度園芸作物作付面積10a以上
錦鯉	令和7年度総野池面積の30%以上または30a以上

4. 補助対象者

農業者個人、農業者で組織する団体（生産法人等）、土地改良区、農業協同組合

※上記に追加し、養鯉業者も対象者となります。

5. 補助対象期間

令和7年7月14日（月）から9月30日（火）まで

※ ただし、十分な用水が確保されたと判断する場合はその日まで

6. 補助対象（田、畑、錦鯉用野池）

灌漑作業が必要な市の水田台帳に掲載されている田 又は作付面積10a以上の畑及び錦鯉用野池（総野池面積の30%以上または30a以上）

7. 補助限度額

直接受益面積 （干ばつの直接被害地）	補助限度額
5ha以上	40万円
2ha以上5ha未満	30万円
0.5ha以上2ha未満	20万円
0.5ha未満	10万円

8. 申請に必要な書類（変更・追加はありません）

- ① 申請書（市様式）
- ② 写真（枯死の恐れのあるほ場の写真、給水や送水作業写真）
- ③ 対象経費の請求明細書・領収書
（電気料などの経費は、平年時との比較のため、前年や前々年度分も必要になります）

9. 申請期限

後日案内します。



◆この補助に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

本庁農林課	農地整備係	025-757-9926
川西支所地域振興課	農林建設係	025-768-4954
中里支所地域振興課	農林建設係	025-763-2510
松代支所農林建設課	農業振興係	025-597-2222
松之山支所地域振興課	農林建設係	025-596-3132